

規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十三号

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表砂利採取業務主任者試験の項の次に次のように加える。

狩猟免許試験	科目別得点及び総 得点	合格発表の日から 一箇月間	文書課
--------	----------------	------------------	-----

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。